

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	株式会社ベリテ
【英訳名】	Vérité Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO ジャベリ・アルバン・キルティクマール
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
【電話番号】	045(415)8800
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO兼管理本部本部長 米畑 博文
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
【電話番号】	045(415)8821
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO兼管理本部本部長 米畑 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第78期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、ジャベリ・アルパン・キルティクマール、ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア、井川秀典、アンクール・ナレッシュ・メータ、カヴァン・チョクシを選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、阿部稔、宇田川滝也を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、東戸健吾を選任するものであります。

第4号議案 定款一部変更の件

(1) 会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第206条の2第5項、第244条の2第6項および第341条に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものです。

(2) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている定款を変更し、その他の取締役が招集権者及び議長となることを可能とするものです。

(3) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている定款を変更し、その他の取締役が招集権者及び議長となることを可能とするものです。

(4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

(5) 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の変更を行うものであります。

第5号議案 取締役の報酬限度額改定の件

取締役の報酬限度額を現行の年額60百万円以内(ただし、使用人分給与を含む。)から年額65百万円以内(ただし、使用人分給与を含む。)に改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
ジャベリ・アルパン・キルティクマール	166,541	1,744	-		可決 98.96
ヴィスメイ・ロヒット・バンカリア	167,324	961	-	(注) 1	可決 99.42
井川 秀典	167,321	964	-		可決 99.42
アンクール・ナレッシュ・メータ	166,443	1,842	-		可決 98.90
カヴァン・チョクシ	167,309	976	-		可決 99.41
第2号議案					
阿部 稔	167,677	608	-	(注) 1	可決 99.63
宇田川 滝也	167,705	580	-		可決 99.65
第3号議案					
東戸 健吾	167,688	597	-	(注) 1	可決 99.64
第4号議案					
定款一部変更の件	166,903	1,382	-	(注) 2	可決 99.17
第5号議案					
取締役の報酬限度額改定の件	166,439	1,846	-	(注) 3	可決 98.90

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上